

改訂版

社会教育委員の手引き

〔基礎編〕



令和 7 年 3 月

鳥取県社会教育委員連絡協議会
鳥取県教育委員会

目次

はじめに	1p
1. 社会教育とは	2～3p
2. 社会教育委員とは	4～6p
3. 社会教育委員の心得	7p
4. 鳥取県内の社会教育委員に関わる組織	7p
5. 社会教育委員の現状	8～9p
おわりに	

《参考資料・参考文献等》

- 長野県社会教育委員の手引き
(令和4年12月 長野県社会教育委員連絡協議会)
- 社会教育委員活動のためのハンドブックー2022年版ー
(令和4年5月 神奈川県社会教育委員連絡協議会)
- 社会教育委員の手引き～人づくり・地域づくりを目指して～改訂第4版
(平成30年4月 山梨県教育委員会)
- 改訂版 社会教育委員のための Q & A ―関係法規から読み解く―
(平成27年11月 一般財団法人全国社会教育委員連合)
- 改訂 社会教育法解説
(平成20年8月 一般財団法人全国社会教育委員連合)
- 社会教育委員の手引 ～行動する社会教育委員を目指して～
(平成24年8月 新潟県社会教育委員の会議)

はじめに

日頃より、本県、そしてそれぞれの地域において社会教育振興のため熱心にご活動いただき感謝申し上げます。

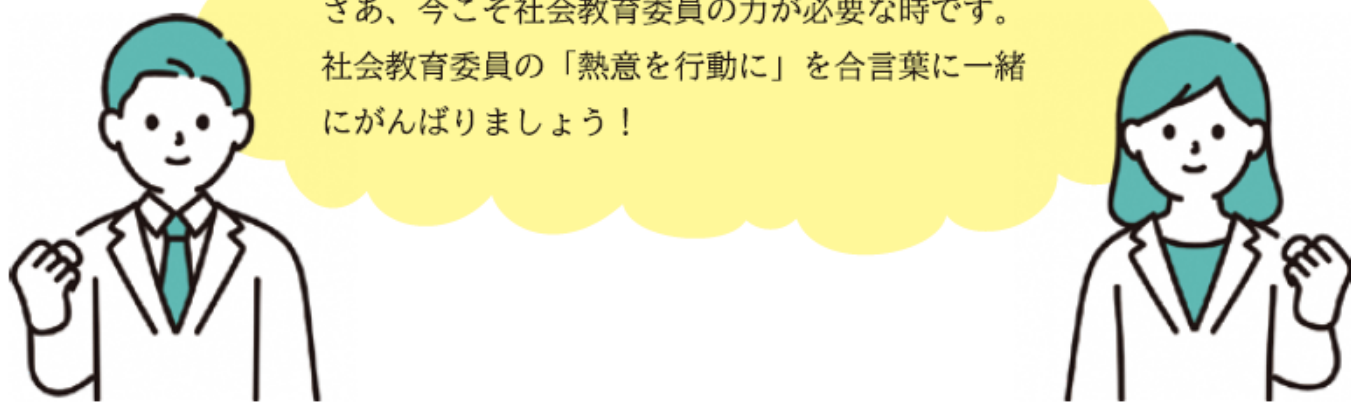
鳥取県社会教育委員連絡協議会及び鳥取県教育委員会では、社会教育委員の皆様の「活動のよりどころとなる手引きを作成してほしい」というお声を受け、平成30年に社会教育委員の役割や心構え等基本的なことをまとめた「社会教育委員の手引き（基礎編）」を、平成31年には県内外の社会教育委員の実践をまとめた「社会教育委員の手引き（応用編）」を作成しました。

令和6年6月「第12期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」では、生涯学び続ける社会の実現及びすべての人のウェルビーイングを目指したリカレント教育とすべての人のウェルビーイングにつながる地域コミュニティを支える社会教育人材のあり方についてとりまとめられています。

社会教育法が制定された昭和24年から社会教育を必要とする社会情勢が大きく様変わりしており、人口減少・少子化の深刻化、地域コミュニティ・交流の希薄化、学校が抱える問題の複雑化・困難化といった様々な課題に対処しつつ、人生100年時代の到来、デジタル社会・障がい者や外国人等を含む共生社会・「こどもまんなか」社会の実現への対応が求められています。

地域社会の教育環境づくりに大きな期待が寄せられる社会教育委員の皆様の存在や役割は大きなものとなると考え、このたび「社会教育委員の手引き」を改訂しました。

地域社会の活性化や諸課題の解決に向けて活動される社会教育委員だけでなく、各社会教育担当者にとっても社会教育振興の参考となれば幸いです。



さあ、今こそ社会教育委員の力が必要な時です。
社会教育委員の「熱意を行動に」を合言葉に一緒にがんばりましょう！

1. 社会教育とは

生涯学習

教育

＝「教える者」と「学ぶ者」がいて成立

社会教育

学習者の関心に応じた
広く社会における教育

- ・国・自治体・公民館等が行う講座
- ・大学・短大等の学校が行う公開講座
- ・民間教育事業者の行う通信教育・カルチャースクール
- ・個人経営の〇〇教室
- ・企業内教育
- ・職業訓練施設における教育
- ・任意団体・グループによる教育 等

学校教育

学校の教育課程として
行われる教育

- ・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校・大学
- ・社会人の大学院入学

家庭教育

保護者への支援

- ・PTA研修会
- ・子育て講座 等

個々の家庭で行われる
保護者等から子への教育

学習

(個人学習)

＝学ぶ者のみで成立

読書活動、スポーツ活動、文化活動、奉仕活動、体験活動、趣味、レクリエーション活動における学習 等



社会教育を含め、すべての教育活動は、教育基本法第1条の人格の完成を目的として行われる。

【教育基本法】第1条（教育の目的）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

Q. 社会教育と生涯学習はどう違うのですか？



社会教育は、「学校・家庭以外の広く社会で行われる教育」です。

「社会教育」とは、「学校の教育課程として行われる教育活動を除いた教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」を指し、人びとの自発性や学習欲求を尊重しながら展開されるものです。

また、社会教育は、多様な主体により、様々な場や機会で行われていますが、学習の拠点となる代表的な社会教育施設として、公民館、図書館、博物館、青少年社会教育施設などがあります。

生涯学習は、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自由に学習機会を選択して学ぶことです。人生100年時代のなか、生涯学習の重要性は一層高まっています。

「生涯学習」は、学習者の視点から捉えると、社会教育・学校教育・家庭教育における学習、自己学習も含む点で、社会教育より広い活動を対象とする概念です。



【教育基本法】第3条（生涯学習の理念）

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

【教育基本法】第12条（社会教育）

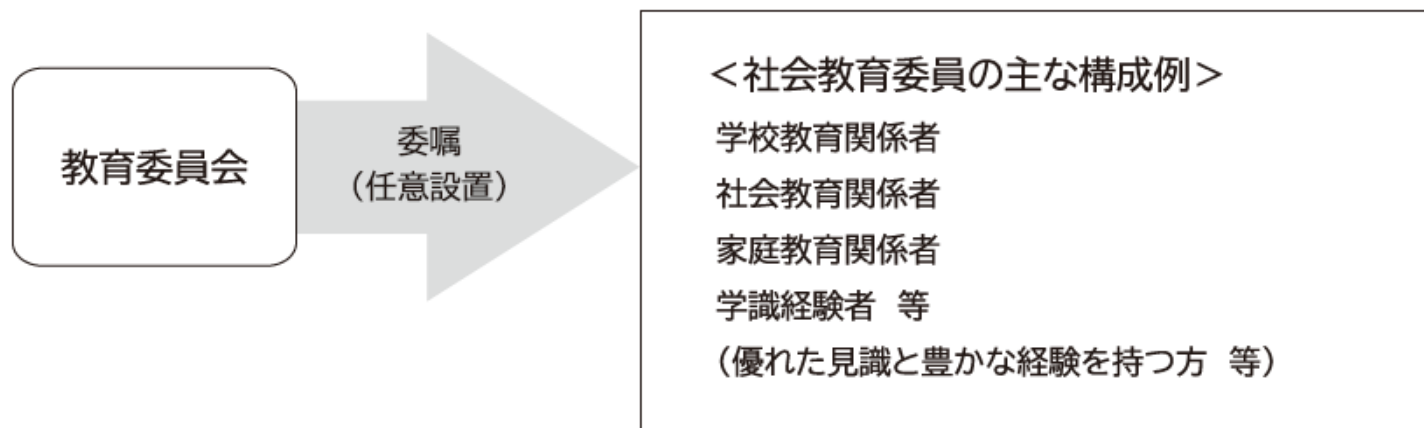
個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国や地方公共団体によって奨励されなければならない。

【社会教育法】第2条（社会教育の定義）

「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

2. 社会教育委員とは

- ① 自分のまちの社会教育の実情を知り、地域住民と行政との間に立って、住民の声を行政に反映するという大切な立場です。
- ② 一人ひとりが独立した立場で、研究調査したり教育委員会で意見を述べたりすることができます。(独任制)
- ③ 社会教育委員として会議に出席する職務があります。(〇〇市社会教育委員会議、〇〇町公民館運営審議会 等)



社会教育委員の設置は任意ですが、鳥取県内では県及び19市町村全てに設置されています。

また、社会教育委員は非常勤の地方公務員で、報酬が支払われます。

【社会教育法】第15条（社会教育委員の設置）

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員の職務

- (1) 社会教育に関する諸計画の企画立案
- (2) 教育委員会への答申・意見を述べること
- (3) 必要な研究調査
- (4) 青少年教育に関する助言指導（市町村）

※特に (1) ～ (3) は、社会教育委員の会議においても扱われます。



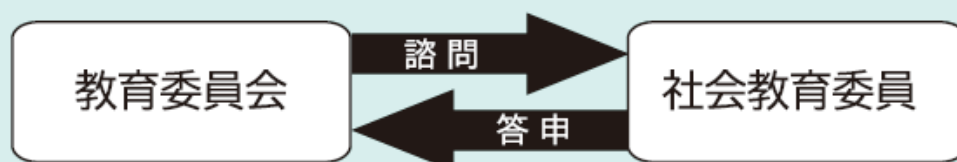
(1) 社会教育に関する諸計画の企画立案

社会教育に関する年間事業計画や社会教育計画に住民の意向や地域の課題を反映させるために、積極的に関わっていくことが期待されます。

(2) 教育委員会への答申・意見を述べること

教育委員会で扱われる教育事案のうち、社会教育事業として協議が必要であると判断するものについては、社会教育委員の会議に対して教育委員会が諮問を行います。それに対して、社会教育委員の会議が開かれ、委員の意見を集約する形でまとめ、「答申」という形で意見を述べます。

また、答申とは別に、教育委員会の会議に出席して社会教育に関する意見を述べることもできます。



(例)

- ・ 町における図書館機能の在り方
- ・ 公民館活動の在り方
- ・ 社会教育施設の現状と課題
- ・ 家庭や地域の教育力の向上と学校との連携 等





(3) 必要な研究調査

(1)、(2) の職務を行うために研究調査を行うことができます。例えば、市町村における社会教育施設（公民館、郷土資料館など）の利用促進を図るために意見を述べるには、以下のような研究調査が考えられます。

- ① 社会教育施設を視察する。
- ② 施設の現状について説明を聞く。（利用者数、利用料収入、主催事業の状況、利用者の声等）
- ③ 望ましい社会教育施設の在り方について職員等の意見を聞く。
- ④ 社会教育施設についての住民の利用実態調査や意識調査を行う。

こうした研究調査によって得られたデータを基に、課題を洗い出し、その解決方法を探り、意見としてまとめていくことで、より実態を踏まえた提案につながります。



(4) 青少年教育に関する助言指導（市町村）

具体的には、青少年活動のグループの育成、青少年への指導法の研修、青少年の体験活動指導等が挙げられます。

【社会教育法】第17条（社会教育委員の職務）

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 1) 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 2) 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 3) 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

3. 社会教育委員の心得

新たに社会教育委員の任に就かれた方、社会教育委員の経験が豊富な方などいらっしゃるかと思います。人づくり、地域づくりに貢献する社会教育委員となるための心得を、まずはお読みください。

其の一 地域の実情に詳しくなりましょう。

其の二 地域の施設や社会教育事業を見て、住民の声に耳を傾けましょう。

其の三 地域づくり・まちづくりの活動、NPOやボランティア団体の活動に参加してみましょう。

其の四 研修会に参加して、ネットワークを広げましょう。

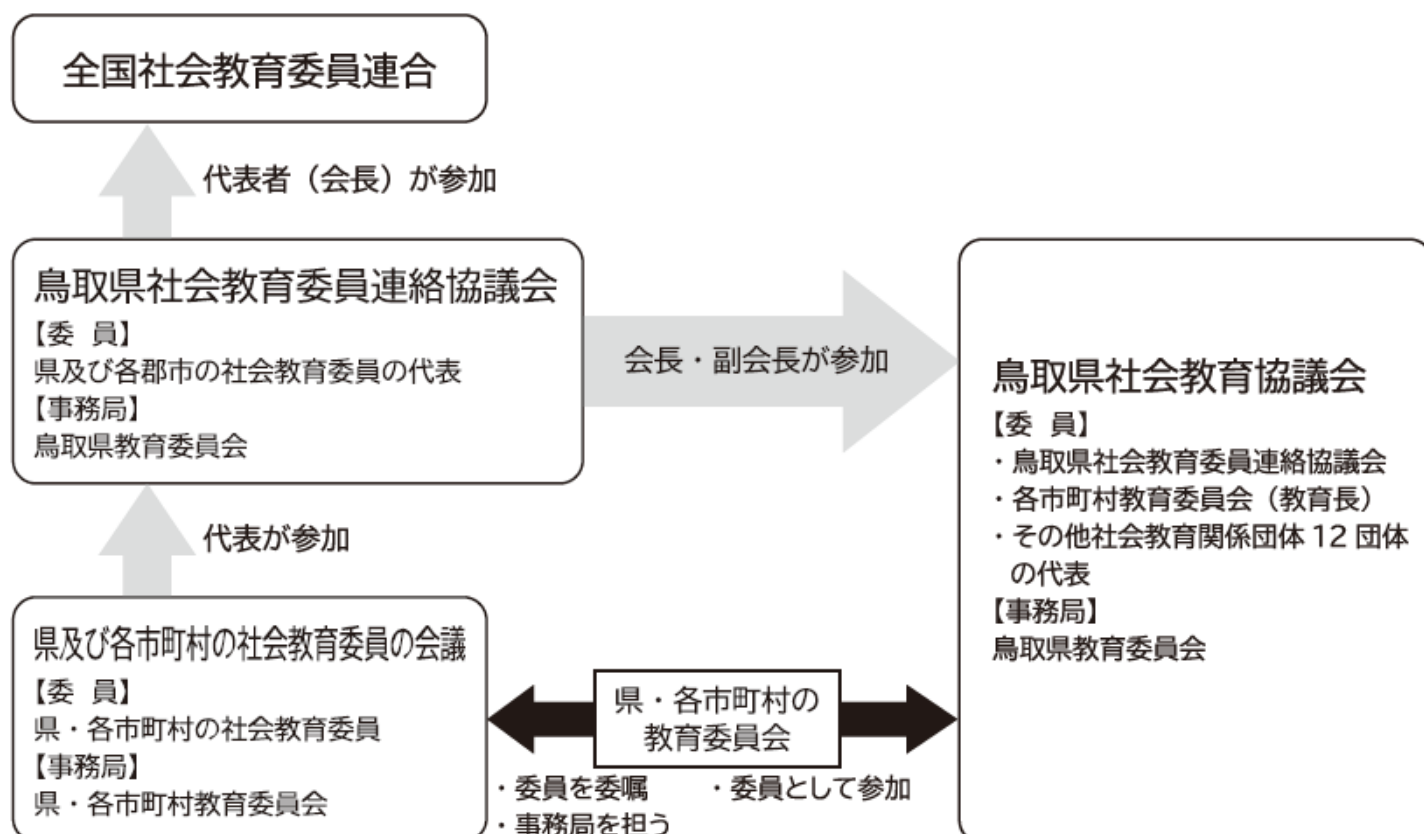
其の五 社会教育委員同士で、情報交換をしましょう。

其の六 他の委員と協力して、地域の課題と向き合いましょう。

其の七 教育委員会の担当者と意思の疎通を図りましょう。

※出典 社会教育委員の手引 ～行動する社会教育委員を目指して～（平成 24 年 8 月 新潟県社会教育委員の会議）

4. 鳥取県内の社会教育委員に関わる組織



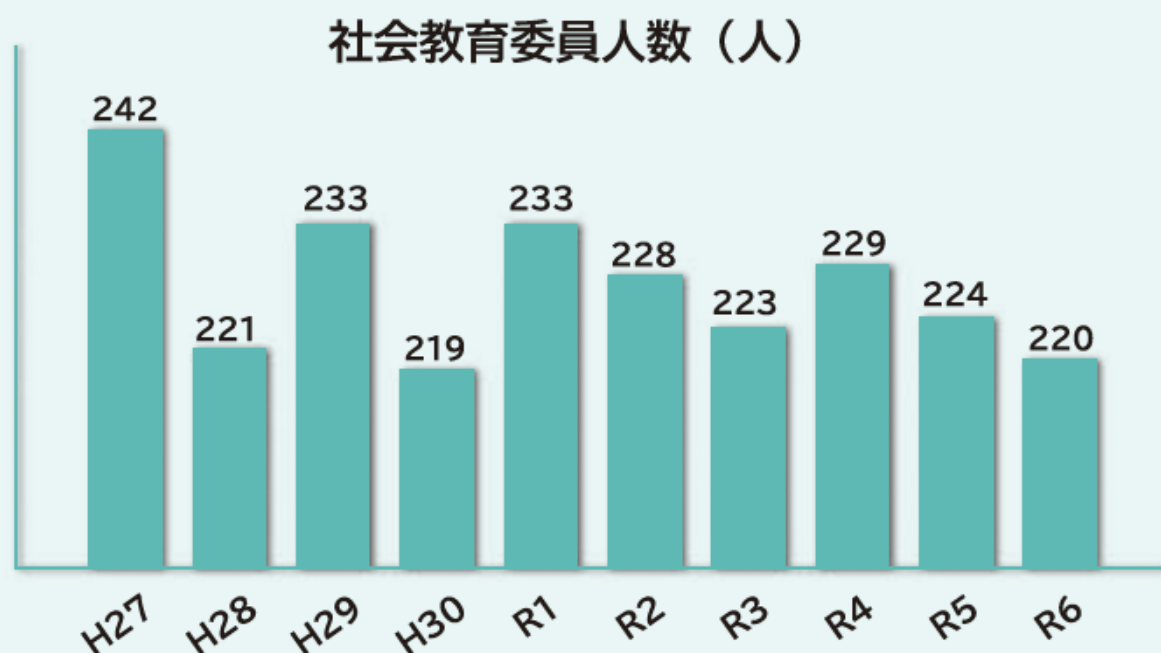
5. 社会教育委員の現状

鳥取県社会教育委員連絡協議会

鳥取県社会教育委員連絡協議会の概要

- 設 立 昭和50年結成
- 事 務 局 鳥取県教育委員会
- 会 員 数 220名（令和6年4月1日現在）※県市町村の社会教育委員により組織
- 目 的
社会教育法に基づく社会教育委員の職務を全うするため、県市町村社会教育委員相互の連絡協調をはかり、もって県内の社会教育の振興に寄与することを目的とする。
- 主な活動
 - 1 社会教育委員相互の連絡、協議及び研修
 - 2 社会教育振興のための調査、研究
 - 3 社会教育に関する情報資料の収集、提供
 - 4 関係機関、団体との連絡
 - 5 その他社会教育振興に必要と認められる事業

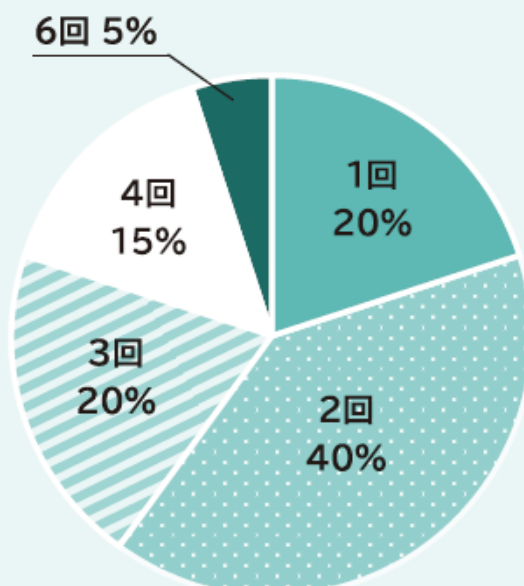
県内の社会教育委員数



鳥取県教育委員会事務局社会教育課 平成27年度～令和6年度「生涯学習・社会教育の事業概要」

県市町村の社会教育委員会議の回数

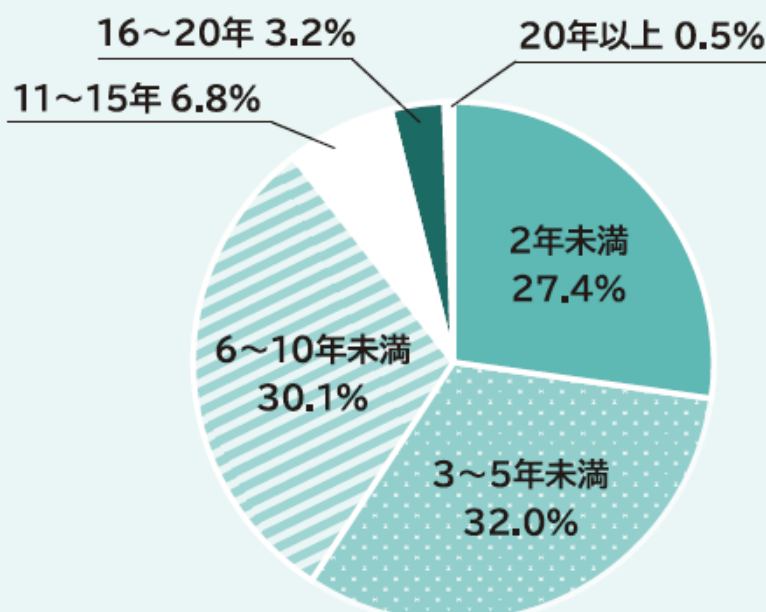
令和5年度 県市町村の社会教育委員会議回数



鳥取県教育委員会事務局社会教育課 令和6年度「生涯学習・社会教育の事業概要」

社会教育委員の経験年数

令和6年度 社会教育委員経験年数



鳥取県教育委員会事務局社会教育課 市町村社会教育委員調査

おわりに

基礎編では、法令上の位置づけなど基本的なことに加え、県市町村の社会教育委員の現状をまとめています。

各市町村での1回目の会議での利用、また、新しく社会教育委員になられた方に社会教育委員の役割を学んでいただく際にご利用ください。



社会教育委員会議（鳥取市）



社会教育委員の会（米子市）



社会教育委員の会 グループ協議（南部町）



社会教育委員研修の様子（境港市）



社会教育委員による視察
（オオサンショウウオ資料展示室 日南町）



社会教育委員会議（伯耆町）

鳥取県教育委員会事務局社会教育課
<問合せ先> 電話 0857-26-7520 ファクシミリ 0857-26-8175
E-mail shakaikyouiku@pref.tottori.lg.jp